

英語キャンプ運営業務委託プロポーザル募集要項

1. プロポーザルの趣旨

新宿区では、児童・生徒が国際社会や異文化への理解をより一層深めるとともに、英語による多様な国の方々とのコミュニケーションを通じて、国際理解教育の推進を図ることを目的として、英語だけの環境に身を置く2泊3日の英語キャンプを実施いたします。

「英語キャンプ」の企画・運営を業務委託するにあたり、事業者から業務提案を受け、適切かつ専門的な指導・運営能力を有する事業者を選定します。

事業者の選定にあたっては、「英語キャンプ運営業務委託 事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)に付託し、第1段階評価の書類評価で選ばれた事業者の中から、第2段階評価のプレゼンテーション評価を行います。

2. 用語の定義

- (1) 区とは、新宿区をいう。
- (2) 区教委とは、新宿区教育委員会事務局をいう。
- (3) 本件プロポーザルとは、「英語キャンプ運営業務委託プロポーザル」をいう。
- (4) 事務局とは、教育支援課をいう。
- (5) 参加者とは、企画提案書等を提出した者をいう。
- (6) 選定委員会とは、「英語キャンプ運営業務委託事業者選定委員会」をいう。

3. 参加資格

本件プロポーザルに参加するための資格は、以下の全てを満たすこととする。なお、基準日については、公募開始の日とする。また、契約時まで以下に応募資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する欠格事項に該当しないこと。
- (2) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、新宿区の物品買入れ等競争入札参加資格を取得していること。
- (3) 国税・地方税に滞納がないこと。また、過去3年間に停止処分を受けていないこと。
- (4) 東京都に本社または営業所等があること。
- (5) 経営不振の状況にないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適応を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者にあつては、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (8) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成13年10月1日13新総財第550号)に基づく指名停止期間中でないこと。

- (9) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱(平成 24 年 2 月 3 日 23 新総契契第 2218 号)別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。
- (10) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じており、一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク又は ISMS (情報セキュリティマネジメントシステム) の認証を取得し、現在も保持していること。

4 . 配布書類

- (1) 英語キャンプ運營業務委託プロポーザル募集要項
- (2) 仕様書(約款・特記事項・特約条項を含む)
- (3) 申込書兼誓約書(第 1 号様式)
- (4) 会社概要(第 2 号様式)
- (5) 契約実績(第 3 号様式)
- (6) 見積書(第 4 号様式)
- (7) 企画提案書(第 5 号様式)
- (8) 質問書(第 6 号様式)
- (9) プロポーザル参加辞退届(第 7 号様式)

5 . 参加手続き

本件プロポーザルに参加を希望する者は、以下の各号に掲げる書類を、「14 . スケジュール (4) 書類等提出期限」に定める期限までに、事務局(15 . 留意事項(10)各種書類の提出先及び問合せ先(本件プロポーザル事務局)参照)へ持参にて提出すること。(郵送・電送不可。受付時間は閉庁日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時)

提出部数：9 部

選定の中立性を担保するため、9 部のうち、8 部には事業者名・所在地・電話番号等が判明できる内容を記載しないこと[記載のある資料を使用する場合は、マスキング(塗りつぶし)処理すること]。

提出書類は部数ごとに左辺綴じにて提出すること

	合計部数	合計部数のうち、事業者名等の記載	
		記載有	記載無
(1) 申込書兼誓約書(第 1 号様式)	9	1	—
(2) 会社概要(第 2 号様式)	9	1	8
(3) 契約実績(第 3 号様式)	9	1	8
(4) 見積書(第 4 号様式)	9	1	8(原本のコピー可)
(5) 企画提案書(第 5 号様式)	9	1	8

6 . 参加の辞退

本件プロポーザルでは、「5 . 参加手続き」に定める各種書類提出後、「12 . 企画提案の選定方法 (2) 第 2 段階評価」に掲げる評価の実施日前日(土・日曜日、祝日除く)午後 3 時までの間、参加を辞退することができる。辞退する場合は、「英語キャンプ運營業務委託プロポーザル参加辞退届」(第 7 号様式)

を事務局へ持参（来庁日時を事務局へ連絡）もしくは郵送にて提出すること[実施日前日（土・日曜日、祝日除く）午後3時必着]。

7. 質疑・回答

(1) 質疑

本件プロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザルに関して質疑を行うことができる。質疑にあたっては、「14. スケジュール（2）質疑受付期限」に定める期限までに「質問書」（第6号様式）を以下のとおり提出する。

提出方法：メールによる送信とする（確認のため、提出後は【問合せ】に記載の電話番号へ連絡すること。）メールアドレス kyoiku-katsudo@city.shinjuku.lg.jp

(2) 回答

前号の質疑に対する回答は、特別の事情が認められる場合を除き、「14. スケジュール（3）質疑回答」に定める期日までに、区ホームページにて掲載する。

8. 価格

業務に見合った適正な価格を見積もること。ただし、実際の契約は、令和7年度予算額の範囲内で契約する。

予定額（予算上限額） 11,132,000円（消費税等を含む）

上記は予定額のため、実際の契約は令和7年度予算額の範囲内で契約する。

見積額が予定額を上回る場合は、評価の対象外とする。

9. 委託期間

令和7年6月13日から令和8年3月31日まで（予定）

本件プロポーザルで選定された事業者は、毎年事業評価を行い、一定の評価を得た場合に限り最長で3年間（令和9年度分まで）、随意契約の締結を可能とするものとする。

10. 委託を予定している内容 別紙「仕様書（案）」のとおり

11. 企画提案書（第5号様式）の作成方法

(1) A4判 縦長横書き 片面印刷 左片綴じ（5. 参加手続き 参照）使用枚数は13枚までとする。企画提案書（第5号様式）と同じ体裁・書式であれば、編集ソフト・フォントの種類は問わない。但し、企画提案書（第5号様式）に記載の文字・枠等は全て記載すること。

(2) 事業者が特定できるような名称、ロゴマーク等は使用しないものとする。

(3) 提案書の文言の表記は、可能な限りわかりやすく平易な表現なものとする。

(4) 以下の項目について提案するものとする。別紙での提案は認めない。

1 企画概要	(1) 当該業務における基本的な考え方・コンセプト等
	(2) 事業者の特性・専門性、ノウハウ等
2 業務体制	(1) 組織体制・責任者及び従事者の人員配置等
	(2) 責任者及び従事者の労務管理、健康状態の把握及び感染症等防止のための安全衛生上の対策
	(3) 責任者及び従事者の質を担保するための方策
	(4) 緊急時等対応体制、区との連絡調整
3 業務手法	(1) 事業計画及び運営計画(スケジュール・小中合同プログラム等)
	(2) 安全・安心で効果的・効率的な運営について
	(3) 独自のカリキュラム(実施プログラムを含む) 教材開発
	(4) 国際理解教育の推進について
4 効果予測等	当該業務の効果予測について具体的に記入する
5 情報管理体制	情報管理(個人情報を含む)の考え方、情報管理対策
6 その他の提案	仕様書以外に提案できる業務等

12. 企画提案の選定方法

選定委員会が、以下のとおり選定を行う。

(1) 第1段階評価

選定委員会は、以下の合計点上位3者程度を、第2段階評価を行う事業者として選定する。ただし、評価基準を満たさない場合は、いずれも不採用とする。なお、参加者全員に対して評価結果を「英語キャンプ運営業務委託プロポーザル第1段階評価結果について」(第8号様式、第9号様式)により通知する。

企画提案書類評価

参加者から提出された企画提案書類等を、評価基準に基づき評価する。

コストパフォーマンス評価

見積書の価格及び企画提案書を基に評価点を算出する。

(2) 第2段階評価

第1段階評価で選定された参加事業者は、提案内容に係るプレゼンテーションを行い選定委員が評価基準に基づき評価する。

プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、最大3名以内とする。なお、回答に時間を要すると思われる質疑及び要望事項がある場合、第1段階評価終了後に第2段階評価を行う事業者に対して当該事項を通知し、ヒアリングの際に回答を求めることがある。

第2段階評価は、「14. スケジュール (6) 第2段階評価」に定める日程で行う(変更する場合あり)。詳細な日時等は、第1段階評価に合格した参加者に対して別途通知する。

(3) 受託候補者の選定

選定委員会は、特別の事情があると委員長が認める場合を除き、第2段階評価の各選定委員の評価点ごとに順位付けを行い、最も多く「1位」に順位付けされた1者を受託候補者として選定する。「1位」に最も多く順位付けされた者が、複数いる場合、同率一位のうち、各選定委員の評価点の合計が最高点である者を、受託候補者として選定する。また、選定後、受託候補者名をホームページにて公表する。

(4) 選定結果の通知

選定の結果は、「英語キャンプ運営業務委託事業者採用通知書」(第10号様式)または「英語キャンプ運営業務委託事業者不採用通知書」(第11号様式)により通知する。

13. 評価項目

(1) 企画概要	業務の理解度、基本的な考え方、コンセプト、専門性等
(2) 業務体制	責任者・指導員等の人員配置等(組織体制、賃金、労働環境、感染症への対策を含めた安全衛生上の管理、研修、緊急時連絡対応等)
(3) 業務手法	効果的な業務遂行手法等の提案がなされているか。
(4) 業務の効果予測	業務遂行手法の適切度、効果の期待度、実現性等
(5) 情報管理体制	情報管理(個人情報を含む)の考え方、情報管理対策
(6) その他	上記以外の評価すべき特記事項
(7) 契約実績	本業務に類似する業務の受託実績等
(8) 価格	見積書の価格及び企画提案書を基に算出した評価 (コストパフォーマンス評価)

14. スケジュール

- (1) 公募掲載期間 令和7年3月19日(水)～4月9日(水)
- (2) 質疑受付期限 令和7年3月26日(水)午後5時
- (3) 質疑回答 令和7年3月31日(月)まで
- (4) 書類等提出期限 令和7年4月9日(水)午後0時
- (5) 第1段階評価結果通知 令和7年4月11日(金)発送予定
- (6) 第2段階評価 令和7年5月12日(月)から5月21日(水)のうち
教育委員会が別途指定する期日
プレゼンテーション時間15分、質疑応答20分予定
- (7) 第2段階評価結果通知 令和7年6月3日(火)以降に発送予定

15. 留意事項

(1) 説明会

本件プロポーザルに係る説明会は開催しない。

(2) 提出書類

企画提案書等の提出書類については、区教委の所有物として区教委が保管し、参加者へは返却し

ない。

区教委は、評価・説明目的のために、提出書類の写しを作成し使用することができるものとするが、提出者に無断で事業者の選定以外の目的に使用しない。

提出書類について情報公開請求があった場合は、新宿区情報公開条例に基づき公開を行う。

提出期限後における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

(3) 選定

選定委員会の会議内容は公開しない。

第2段階評価におけるプレゼンテーション内容は、企画提案書に記載した事項についてのものとする。また、追加資料はプレゼンテーションのスライドを印刷したもののみ配布を許可する。(印刷形式は自由)。その他の資料の追加配付は禁止する。

第2段階評価における使用機材について、パソコン、プロジェクタへの接続ケーブル等必要機材は、参加者が負担・持参する。(プロジェクタ及びスクリーンは区教委にて用意)

応募は1事業者につき1案とする。

(4) 異議申立て

評価結果についての異議申立ては受理しない。

(5) 提案内容の変更について

選定された受託候補者が提案した内容については、選定の判断において重要な事項に抵触しない範囲で、区と受託候補者双方の協議により変更することができる。

(6) 参加経費等

本件プロポーザルの参加に要する経費は、参加者がこれを負担するものとし、区はいかなる経費も負担しない。

(7) 適正な手続きの遵守

提出書類等の虚偽記載の場合、無効とする。

(8) 契約の締結について

本件プロポーザルは、業務の受託候補者を選定するためのものであり、契約の決定は、別途新宿区契約担当が行う。

(9) 本件に係る契約締結は、令和7年度予算が区議会にて成立することを条件とする。

(10) 各種書類の提出先及び問合せ先(本件プロポーザル事務局)

新宿区教育委員会事務局 教育支援課 教育活動支援係

(新宿区大久保3 - 1 - 2 新宿コズミックセンター4F 03—3232—1058)